

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

## 準備書面10

(相手方の即時抗告審準備書面(5)に対する反論)

2022年（令和4年）11月30日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田 敢



同弁護士 河 合 弘 之



ほか

本準備書面は、相手方（以下「債務者」という）の即時抗告審準備書面(5)に対する申立人ら（以下「債権者ら」という）の反論の準備書面である。

### 1 債務者の即時抗告審準備書面(5)の2頁の1項（債権者らの準備書面5）について

本項は、債権者らの抗告審準備書面5に対する債務者の反論であるが、債務者の本項の主張と債権者らの準備書面5とを対比すれば、全く反論の体をなしていないことは容易に分かるはずである。

本項における債務者の主張は、「松田式が断層の長さから地震規模を想定する上で信頼性のある手法として広く用いられている」という現状を説いているだけ

である。断層には震源断層と地表に現れた断層の2つがあるところ、債権者らは、①「松田式がそもそも震源断層の長さ地震規模の関係を求めようとした式なのか、地表に現れた断層の長さ地震規模との関係を求めようとした式なのか」、②「どの資料を基礎に松田式を定立するに至ったのか」を含む松田式のいわれや数理的な根拠の有無を問うていることは明らかである。しかし、債務者はこれらの債権者らの疑問に全く答えていない。債権者らは松田式が広く用いられている現状があるということを否定しているのではなく、「松田式はその現状を支えるような強い信頼性のある数式なのですか」と問うているのである。

ばらつき条項について債権者らは犬の体長の例を挙げてばらつき条項の意義やその解釈を支える根拠を示したのに対し、債務者はそれに対する反論を放棄して、特定の地震学者の意見を引用するだけで、中身のある反論は全くしていない。このように権威だけで相手の主張を封じようとする手法は裁判の世界では通用するものではない。

## 2 債務者の即時抗告審準備書面(5)の3頁の2項(債権者らの準備書面6)について

債務者は、債権者らの求釈明に応じて、「重大事故」及び「過酷事故」とはいずれも炉心の損傷等を伴う事故という意味で用いており、「放射性物質を環境に異常に放出する事故」とは文字どおりの意味であって、人格権を侵害しうる具体的危険の有無との関係から述べたものであり、周辺住民の避難の有無や放出される放射性物質の量などから一義的に定まるものではないとしている。「放射性物質を環境に異常に放出する事故」の定義の中に放射性物質の量を入れないまま、その事故が債権者らへの人格権を侵害するか否かの議論をすることは不適切かつ困難である。しかし、審理を進める必要があるために債務者の上記定義を用いるが、その場合には「放射性物質を環境に異常に放出する事故」の中には炉心の損傷を伴う重大事故と重大事故に至らない事故があることになる。

債務者は「本件原発において放射性物質の持つ危険が顕在化することのないように十分な対策を講じているから、放射性物質を環境に異常に放出する事故が発生する具体的危険はない」旨主張している。これに対し、債権者らは「本件原発の基準地震動が合理的でないため、動的機能（制御棒の挿入から冷温停止までに至る過程を制御管理する機能）に関する重要機器類の耐震性が不足していることから炉心損傷を伴う重大事故を招くことになる」と主張しているのである。

そして、債務者が本件原発の基準地震動が合理的であることを立証できていないことは債権者ら抗告審準備書面4で主張したとおりである。そうである以上、放射性物質の持つ危険が顕在化することのないようにとられた債務者の対策は基準地震動を超える地震動によってその機能を果たすことができず、炉心の冷却の失敗による原子炉の損傷をともなう重大事故発生の具体的危険性があることになる。

いったん炉心損傷を伴う重大事故に至った場合、その事故がどこまで拡大するかが予測不能であることは福島原発事故から我々が学んだことである。福島原発事故では信じられない数々の奇跡によって幸いにも東日本壊滅の危機を免れたが、原発事故は最悪の場合には我が国の崩壊につながりかねないものなのである（東京地裁2022年7月13日株主代表訴訟判決）。

放射性物質が債権者らの居住地にまで達しないといえるかについては、放射性物質を環境に異常に放出する事故のうちの重大事故に至らない事故の場合にはかろうじて議論の対象となりうる。しかし、炉心損傷を伴う重大事故ないし過酷事故の場合には放射性物質が債権者らの居住地に達する危険があることは当然のことであり、上記議論自体が成り立ち得ないのである。

以上